

## 業 務 委 託 契 約 書 (書式)

委託業務の名称 市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守  
管理業務

委託期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで

(構築業務) 契約締結日から令和7年12月31日まで

(運用保守管理業務) 令和8年1月1日から令和12年3月31日まで

業務委託料 契約期間総額〇〇〇〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

(内訳) (構築業務)

令和7年度 〇〇〇〇円

(運用保守管理業務)

令和7年度 〇〇〇〇円

令和8年度～令和12年度 各〇〇〇〇円

契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務  
規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書業務の委託について、委託者 山形県知事 吉村 美栄子 を発注者とし、受託者 ○  
〇〇〇 を受注者とし、次の条項により業務委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙「市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運  
用保守管理業務仕様書」(以下「委託仕様書」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以  
下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)まで  
に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を実施し、その結果(以下「成果品」と  
いう。)を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して  
定める。

(業務遂行上の義務)

第2条 受注者は、委託業務に従事する者(以下「従事者」という。)には、委託業務の遂  
行に必要な技術を習得している者をあて、委託業務の遂行に万全を期する義務を負う。

(従事者の管理)

第3条 受注者は、従事者の氏名等必要な事項を、あらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

3 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の  
労働関係法令を遵守するものとする。

4 発注者は、従事者のうち不相当と認められる者がいるときは、受注者に対しその交替を  
求めることができる。

(秘密の保持等)

第4条 委託業務における秘密とは媒体の形式を問わず、以下の各号に該当する情報以外の情報をいう。

- (1) 正当な手段により第三者から受けた情報
- (2) 公に公表されており、一般に入手可能な情報
- (3) 発注者が事前に書面により公表を承認した情報
- (4) 受注者が独自の方法により開発した情報

2 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を自ら利用し、又は外部に漏らし、若しくは他の目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、有効に存続する。

4 受注者は、この契約に係る受注者の従事者に、発注者の秘密を保持することの重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止対策を講ずるとともに、漏洩防止対策を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育・訓練を行う等の第2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、成果品について、発注者の承諾なしに第三者に閲覧等をさせてはならない。

(個人情報保護)

第5条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第6条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第7条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第8条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定に基づき第三者へ委託する場合は、当該第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、この契約に関する当該第三者の全

ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(契約内容の変更等)

第 10 条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

3 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

(契約の解除)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められ

るとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定により契約を解除する場合には、受注者は発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定により、この契約を解除する場合には、受注者は発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。
- 6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（談合等に係る契約解除）

第12条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(事故発生等の報告)

第13条 受注者は、委託業務の遂行に当たって、データの漏洩、滅失、事故等の予防に十分に留意し、委託業務遂行に係る信頼性、安全性の確保に努めなければならない。

2 受注者は、委託業務の遂行に当たって事故の発生があった時は、その事故発生の帰責の如何に関わらず、発注者に報告し、すみやかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告を行い、事故処理等に関する今後の方針案等を提出しなければならない。

(業務完了報告等)

第14条 受注者は、この契約のうち構築業務の履行を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託仕様書所定の成果品を業務完了報告書とともに納入するものとする。この場合において、業務完了報告書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、この契約のうち運用保守管理業務について月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。この場合において、業務完了報告書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

4 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

5 第2項及び第4項の検査の結果不合格となり、発注者から成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

5 発注者は、必要に応じ随時この契約の履行状況について受注者に対し、報告を求めることができる。

6 受注者は、第2項による検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

7 受注者は、成果品の納入に際し、発注者に対して必要な協力を要請できるものとし、発注者は受注者から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応じるものとする。

8 成果品の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については受注者が、納入後については発注者が、それぞれ負担するものとする。

(業務委託料の支払)

第15条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときには、発注者に対し◎◎◎円の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メール

での提出も可能とする。

- 2 受注者は、前条第4項の検査に合格したときには、発注者に対し月額△△円（ただし、令和8年1月分にあつては月額××円）の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。
- 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受注者に対して業務委託料を支払うものとする。

（遅延利息）

第16条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第15条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、その責めに帰する理由により第14条第2項及び同第4項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第15条第3項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

（発注者の履行追完請求権等）

第17条 成果品がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

（履行遅滞違約金）

第18条 受注者がその責に帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

（履行不能の場合の措置）

第19条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての業務委託料の支払を免れるものとする。

（裁判管轄合意）

第20条 この契約に関して生じた発注者、受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（責任者）

第 21 条 発注者及び受注者は、この契約締結後すみやかに、各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、成果品として定められた資料等において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2 発注者及び受注者は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。

(雇用主としての責任)

第 22 条 従事者の選定については、受注者が行う。但し、受注者が選定した従事者について発注者が不適格であるとして異議を申し出た時は、受注者はその扱いにつき発注者と協議しなければならないものとする。

2 受注者は、労働法規その他関係法令に基づき従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、従事者に対する委託業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

(山形県情報セキュリティポリシー遵守義務)

第 23 条 受注者は、委託業務の遂行に関し、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(関係資料等に係る取扱い)

第 24 条 発注者は受注者に対し、この契約の履行に必要な発注者の帳票、関係資料等(以下「関係資料等」という。)を開示、貸与等の提供を行う。なお、貸与期間、使用条件等については、必要の都度、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

2 受注者は、発注者から貸与された関係資料等について紛失・破損等をしないよう、厳重に管理、保管をしなければならない。

3 受注者は、提供された関係資料等について発注者の承諾なく複写又は複製してはならない。

4 受注者は、次の各号に該当する場合、第 1 項に基づき貸与された関係資料等をすみやかに発注者に返却、あるいは発注者が別に指示する方法により処分するものとする。

(1) 委託業務が完了した場合

(2) 貸与期間が経過した場合

(3) その他、合理的な理由により発注者が返却を要求した場合

5 発注者及び受注者は、前項各号における関係資料等の提供、返却その他処置等について、それぞれ第 21 条に定める責任者間で書面をもってこれを行うものとする。

(一部完了報告書)

第 25 条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務のうち完了した部分について、報告を求めることができる。なお、完了報告については、別途行うものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 1 項から第 8 項までの規定を準用するものとする。

(成果品に関する権利の帰属)

第 26 条 この委託業務の成果品に関する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条

から第 28 条までに規定するものをいう。第 4 項において同じ。)及び所有権は、第 14 条第 6 項の規定により成果品の引渡しが行われたときに、受注者から発注者に移転するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来より権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利及び第三者が権利を有する著作物等については受注者又は当該第三者に留保される。

- 2 受注者は、成果品の作成に関し、受注者又は第三者が従前から有している著作物を用いたときは、発注者及びその指定する者が発注者の自己利用のために使用する場合において、当該著作物を無償で公開し、利用することを許諾し、保証するものとする。
- 3 受注者は、成果品に関し、著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条及び第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。
- 4 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

(和解による紛争解決)

第 27 条 この契約に関し、発注者及び受注者間に紛争が生じた場合、発注者及び受注者は、次条に定める紛争解決手続をとる前に、紛争解決のための協議を十分に行うとともに、次項の措置をとらなければならない。

- 2 前項に定める協議で発注者及び受注者間の紛争を解決することができない場合、第 20 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから 7 日以内に山形市内において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。

(疑義についての協議)

第 28 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

発注者 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県知事 吉村 美恵子

受注者 (住所又は所在地)  
(氏名又は名称及び代表者氏名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。